

## 佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県内の半導体関連企業が実施する半導体人材の育成及び本県の半導体産業基盤の強化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年（1978年）佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業とは、補助金の交付の対象となる事業であって、計画の内容及び補助金の交付の適否について、知事が適当と認めた事業をいう。
- (2) 補助対象者とは、補助金の対象となる事業者をいう。
- (3) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。
- (4) 教育機関とは、職業に関する知識・技能の習得と向上を目的とした研修を行う団体及び組織を指し、当該事業を行う企業、団体並びに学校教育法における大学、専修学校及び各種学校等をいう。
- (5) レディメイド研修とは、教育機関等が提供する集合研修（同時かつ双方向に行われるオンラインでの研修を含む。）又はeラーニングにより実施する研修をいう。
- (6) オーダーメイド研修とは、補助事業者が計画し教育機関等に委託し実施する集合研修（同時かつ双方向に行われるオンラインでの研修を含む。）をいう。
- (7) eラーニングとは、ICT機器と情報通信技術を使用し、オンライン上で配信されるテキストや動画等を活用し実施される研修のことをいう。
- (8) さが半導体フォーラムとは、さが半導体フォーラム規約（令和4年10月12日施行）によって設置された、県内半導体関連企業、半導体産業に関心のある企業、商工・経済団体、産業支援機関、教育・研究機関及び行政機関等によって構成される任意団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、さが半導体フォーラムの会員企業とする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象として認められる事業は、次の各号を全て満たす研修（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 補助事業者が、常時勤務する事業所の所在地が県内である自社の従業員に対し指示又は企画して実施するものであること。
- (2) 半導体に関する設計、製造、活用等に係る補助事業者にとって専門的な知識又は技術の習得を目的としたものであること。
- (3) 補助事業者が受講者の受講状況を確認できること。
- (4) 次に掲げる研修の区分に応じ、各要件を満たすものとする。

ア レディメイド研修

教育機関等の受講案内と受講に係る経費(受講料等)が一般に公開されており、受講者1人当たりの受講料があらかじめ定められていること。

イ オーダーメイド研修

講座内容や受講料等が事前に見積書等で確認できること。

- (5) 研修の総研修時間が3時間以上であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、職業能力開発促進センターが実施する講座については、補助対象外とする。

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

- 2 前項により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から、補助金の交付決定を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度2月末日までとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更又は補助金額に変更がなく、補助事業に要する経費の区分間の20パーセント以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の次年度から5年間保管し、県の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。

(6) 補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後3年間、県の要請に応じ、県内の半導体人材の育成及び確保を目的とした県が実施する取組へ協力すること。

2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

3 第1項第3号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止の承認申請書は、様式第3号又は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から14日間とする。

2 前項の取下げに関する届出書は、様式第5号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後1か月以内又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、3月末日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開庁日を提出期限とする。

(補助金の交付)

第 10 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 11 条 知事は、規則第 16 条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業者の責に帰すべき事由でないときはこの限りではない。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき

(3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき

(4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき

(5) 補助金を他の用途へ使用したとき

(6) 補助事業者について第 3 条第 2 項各号及び第 3 項の規定に該当すると判明したとき

(7) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(8) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法、令、規則、要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき

2 知事は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象事業に係る経費で、次の各号に定めるもの。 （1）受講料・研修委託料 （2）教科書・教材費 （3）研修に付随するID登録料、管理料等
補助対象外経費	次の各号に定める経費については、補助対象外とする。 （1）パソコンやICT機器類等の調達費用 （2）インターネット回線使用料、通信料 （3）食事代、交通費及び宿泊費等 （4）消費税 （5）振込手数料、送料等
補助率	3分の2以内
補助上限額	1回の申請につき100,000円。 なお、同一年度内の同一補助事業者に対する補助上限額は、200,000円とする。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住 所 〒

(ふりがな)

企業名

(ふりがな)

代表者役職・氏名

生年月日

年 月 日

佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付申請書

下記のとおり半導体人材育成事業を実施したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金〇〇〇円
- 2 関係書類
  - (1) 補助事業計画書（別紙1）
  - (2) 事業経費積算書（別紙2）
  - (3) 経費積算の根拠書類（見積書、講座案内等）
  - (4) 誓約書（別紙3）

【注意】本頁及び次頁に必要な事項を記入の上、両面印刷したものを提出すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。  
この様式に記載された個人情報、佐賀型次世代ものづくり投資促進事業費補助金に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

佐賀県半導体人材育成事業費補助金変更承認申請書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県半導体人材育成事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金〇〇〇円の減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助事業計画書（別紙1）
- 2 変更事業経費積算書（別紙2）
- 3 経費積算の根拠書類（見積書、講座案内等）

【注意】 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

佐賀県半導体人材育成事業費補助金中止承認申請書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県半導体人材育成事業費補助金について、以下の理由により事業を中止したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定により、申請します。

記

- 1 中止する事業計画
- 2 事業を中止する理由
- 3 事業を中止する期間

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

佐賀県半導体人材育成事業費補助金廃止承認申請書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県半導体人材育成事業費補助金について、以下の理由により事業を廃止したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止する事業計画
- 2 事業を廃止する理由
- 3 事業を廃止する時期

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

佐賀県半導体人材育成事業費補助金取下げ届出書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった佐賀県半導体人材育成事業費補助金について、佐賀県補助金等交付規則及佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定に基づき、交付申請を取り下げますので届け出ます。

年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

佐賀県半導体人材育成事業費補助金実績報告書

〇〇〇年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知〔があり、〇〇〇年 月 日付けもの第 号により変更交付決定の通知〕があった佐賀県半導体人材育成事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書（別紙1）
- 2 事業経費実績書（別紙2）
- 3 経費の支払いを証する書類（領収書等）
- 4 受講した研修の修了を証する書類（修了証、研修受講証明書等）

※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号を列記すること。

佐 賀 県 知 事 様

請求者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付請求書

〇〇〇年 月 日付けのもの第 号で確定通知があった佐賀県半導体人材育成事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県半導体人材育成事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金〇〇〇円
確定額 (①)	金〇〇〇円
交付済額 (②)	金〇〇〇円
今回請求額 (①-②)	金〇〇〇円

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義人（フリガナ）

口座名義人